

46	環境局	都民の安全・健康が確保された、より良質な都市環境の実現
事業概要	<p>都はこれまで、様々な環境施策を推進し、環境問題の解消に大きな成果を残してきた。しかし、全ての都民が安心して質の高い生活環境を享受し、実感できるようにするには、更なる取組の拡充が必要である。また、化学物質が健康や生態系に与えるリスクや影響は未解明な部分が多く、今後新たな知見により健康被害や環境への悪影響が顕在化する可能性も残されている。</p> <p>都は、科学的知見に基づき、大気汚染対策や廃棄物管理などを確実に実施し、都民の健康リスクが最小化された、快適で良質な環境を実現していく。</p>	
これまでの経過	<p>1 大気環境等</p> <p>○大気環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法・条例に基づく立入調査により、工場・事業場に対する指導等を実施 ・NOx と CO2 の排出が少ない小規模燃焼機器の導入促進を目的に認定制度を実施 ・VOC を回収する給油機の導入促進に向けた補助事業を実施 ・VOC 対策アドバイザー派遣や低 VOC 塗料の性能調査などの技術的支援を実施 ・低 VOC 製品や、VOC 排出抑制等の環境配慮事業者の利用促進に向け、都民や企業の発注者に対して、各種広報媒体やセミナーを活用した啓発活動を実施 ・省エネ型 VOC 排出削減設備導入促進事業（4年11月から）による VOC 削減の自主的取組を支援 ・大気環境改善に向けた事業者の取組を広く紹介するコンテスト・表彰を実施し、自主的取組を促進 ・都民が大気環境に興味・関心を持つよう、SNS を活用したイベント等を開催 ・都内 82 カ所で測定し、環境基準の適合確認や都民への注意喚起を実施 <p>○アスベスト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アスベスト G メン等による立入指導により、改正法の周知に加え技術支援も実施 ・講習会の開催や動画配信、各種広報媒体の活用等により、改正法の内容について周知 ・有資格者によるアスベスト事前調査の義務化（5年10月施行）に合わせて、都内工事業者を対象とした「一般建築物石綿含有建材調査者」資格取得支援を実施 ・区市職員との合同パトロールを実施 ・立入検査の事務処理方法や事業者向けマニュアルの改定などを実施 ・民間団体との災害時における石綿大気濃度測定や露出状況調査に関する協定締結や災害時における飛散防止マニュアルを策定 <p>○騒音・振動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設事業者に対し、低騒音型建設機械の導入に向けた普及啓発 ・騒音規制法・振動規制法等を所管する区市に対し、研修等による技術的支援を実施 ・新幹線や東京国際空港（羽田）、各米軍基地、調布飛行場周辺で騒音測定を実施 ・羽田空港の新経路の運用に併せて、新飛行経路直下の7か所で騒音モニタリングを実施・結果をホームページで公表 <p>2 化学物質</p> <ul style="list-style-type: none"> ・化管法の PRTR 制度と環境確保条例に基づく化学物質の適正管理を通じて環境中への排出量の削減に向けた取組を促進 ・都内において環境影響を及ぼす可能性のある化学物質を選定し、環境実態調査を通じて排出源や環境リスクについて調査研究を実施（都環研） ・オープンデータによる都民・事業者への情報発信 	

これまでの経過	<ul style="list-style-type: none"> ・化学物質適正管理指針を改定した上、化学物質を取り扱う事業者のための水害対策マニュアルやパンフレットの配布等による啓発活動を実施 ・中小事業者等に対して、「化学物質水害対策アドバイザー」の派遣を実施 ・災害時等における漏洩物質の定性等、汚染状況の把握技術を研究（都環研） <p>3 廃棄物の適正処理</p> <p>(1) 廃棄物の不法投棄を防止し、適正処理の徹底を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産廃スクラム 37において、不適正処理の未然防止等に係る自治体間の情報交換や広域連携を実施 ・発生段階からの不法投棄対策として、建物解体現場等への立入指導を実施 ・PCB 含有機器の掘り起こし調査等により、処理促進を図ったほか、更なる取組として、近隣自治体や業界団体と連携した周知活動、国との合同立入を実施 ・廃棄物処理業者に対する緊急支援策や宿泊療養施設における廃棄物処理など、新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物対策を実施 <p>(2) 首都直下型地震等の発災に備え、災害廃棄物を迅速かつ適正に処理する体制を構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区市町村の災害廃棄物処理計画策定に対して財政支援を実施 ・区市町村等の職員の災害対応力向上を図るために、環境省と連携し、図上演習を実施 ・令和元年の台風 19 号で被災した宮城県大崎市の災害廃棄物について、都内 21 か所の清掃工場で焼却処理する広域処理を実施
現在の進行状況	<p>○ 「東京都環境基本計画」（令和 4 年 9 月）に基づき、各施策を推進</p> <p>【主な施策】</p> <p>1 大気環境等の更なる向上</p> <p>○大気環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PM2.5 や光化学オキシダントの原因物質である NO_x と VOC の発生源対策や、モニタリング・調査研究、広域連携などあらゆる視点で取組を展開 <p>○アスベスト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区市町村等と連携し、平常時における解体段階での対策と、災害時の倒壊建築物における飛散を防ぐための対策を充実 <p>○騒音・振動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・着実なデータ収集により発生源を把握し、事業者や区市町村と連携した対策や、都民への丁寧な情報提供を促進 <p>2 化学物質等によるリスクの低減</p> <p>○化学物質</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正管理や災害時の流出対策等を促進するとともに、モニタリングや速やかなデータ公表を行い、化学物質によるリスクを低減 <p>○土壤汚染</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土壤の 3 R を考慮した土壤汚染対策を社会に浸透させ、事業者が合理的な対応を選択できるよう、支援や普及啓発、必要な制度改善を推進 ・オープンデータ化の検討や土壤汚染対策届出情報システムの構築により、円滑な土地利用や基準不適合土壤が存在する土地の管理等や、トレーサビリティの確保を促進

現在の進行状況	<p>3 廃棄物の適正処理の一層の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物処理体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・産廃スクラム 37における近隣自治体との連携により、広域にわたる産業廃棄物の不適正処理防止の取組や建物解体現場等への立入指導等を引き続き実施 ・PCB の法定処理期限内の処理完了に向け、引き続き経費の助成など支援策を実施 ○災害廃棄物対策の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・「東京都災害廃棄物処理計画」改定（令和 5 年 9 月） ・区市町村等と連携した災害廃棄物処理に関する研修・訓練等の実施、必要な支援策の実施、災害廃棄物処理計画の策定等の促進 ・大規模災害発生に備え、近隣自治体等と広域的な処理体制を整備 		
今後の見通し	<p>「2050 東京戦略」（令和 7 年 3 月）、「東京都環境基本計画」（令和 4 年 9 月）等に基づき、より良質な都市環境の実現に向けて取組を推進していく。</p>		
問合せ先	環境局環境改善部計画課 環境局資源循環推進部計画課	電話	03-5388-3479 03-5388-3576